

平成 29 年度上半期調達改善の取組に関する点検結果

平成 30 年 3 月 28 日

行政改革推進会議

行政改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）は、平成 25 年 4 月に「調達改善の取組の推進について」を決定し、以下により、政府全体として調達改善の取組を推進することとしてきている。

- ・各府省庁は、原則として毎年度開始までに当該年度の調達改善計画を策定、公表し、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後、当該計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表すること。
- ・行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省庁が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図ること。

今般、各府省庁において、平成 29 年度調達改善計画の上半期自己評価が実施されたことを受け、行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果について、歳出改革ワーキンググループ委員（※）によるヒアリング結果等を踏まえ、点検を実施した。その結果は、以下のとおりである。

- ※ 秋池 玲子 委員
- 有川 博 委員
- 石堂 正信 委員
- 川澤 良子 委員
- 野本 満雄 委員

1 平成 29 年度調達改善計画の策定状況

近年の国の契約金額の総額は 8 兆円前後で推移している（図表 1 参照）。

図表 1：国の契約金額の総額の推移（単位：兆円）

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
7.6	8.4	8.1	8.1	6.4	6.9	7.5	8.4	8.3	8.0	8.4

出典：財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

（国の調達に係る契約金額、契約種別及び応札状況については、[別添 1～3](#)参照）

財政事情が厳しさを増す中、限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスについて、費用対効果に優れた調達を行うことが不可欠な状況となっている。

調達改善の取組は、費用対効果といった経済性に加えて、公正性、透明性、履行の確実性といった多様な要請にも合致しなければならず、また、会計法令をはじめとする諸法規を遵守しなければならない。

一方で、調達改善の取組を実施するに当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和 41 年法律第 97 号）等の法令が要請する政策的な配慮との整合性に留意する必要もある。

各府省庁は、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、取組を深化させ、調達改善の成果を得ていく必要がある。

（1）共通的な取組

平成 29 年度調達改善計画においては、全府省庁が共通して推進する取組を、①一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化、②地方支分部局等における取組の推進、③電力調達・ガス調達の改善とした。

地方支分部局等における契約金額の総額は約 5 兆円となっており、国全体の調達額の 6 割程度となっている。とりわけ、公共工事に関する契約については、地方支分部局等による発注額が国全体の契約金額の 9 割程度となっている（[別添 1](#)参照）。

（2）重点的な取組

各府省庁は、自府省庁が調達する財・サービスの特性と調達の課題を踏まえ、調達金額の重要性や改善効果を勘案した上で、改善に取り組む分野・内容をそれぞれの調達改善推進体制において検討し、重点的な取組を設定して

いる。平成 29 年度調達改善計画においては、重点的取組と継続的取組を別表示とする様式変更を行ったことから、重点的な取組の明確化が図られた。重点的な取組として、個別案件の改善計画を挙げるケースも見られている。

(3) 取組の難易度、目標達成予定時期の設定

平成 28 年度調達改善計画以降、取組ごとに難易度を表示している。29 年度調達改善計画においても、引き続き、全府省庁で意欲的な計画が立てられた。

目標達成予定時期について、記載されていないケースが見られた。不断の取組を要する中で、成果を着実に積み重ねていくためには、期限を区切って取組の効果を把握し、当該取組の継続の必要性や新たな取組の検討を行うことが有効であることから、今後、一層、期限を意識した計画設定が行われることが求められる。

2 平成 29 年度上半期の各府省庁における自己評価の実施状況

各府省庁は、平成 29 年度調達改善計画に基づいて実施した取組について、「目標の達成状況」、「実務において明らかとなった課題」、「今後の計画に反映すべき事項」等をそれぞれ分析・評価し、その結果について外部有識者から意見を聴取した上で、29 年 11 月までにウェブサイト上で公表した。

(1) 「目標の達成状況」

各府省庁の取組の進捗状況は概ね「A」となっており、総じて順調に進んでいる。

(2) 「明らかとなった課題」、「今後の計画に反映すべき事項」

課題に対する解決策を具体的に記載している府省庁が見られる一方で、目標の達成に資する課題の分析や対応策が十分に記載されていない府省庁が見られた。PDCA サイクルを効果的に回すためには、各府省庁の自己評価において、これらの項目がきちんと分析・評価されるべきであり、また、その記載は国民にとってわかりやすいものであることが求められる。

(3) 外部有識者からの意見聴取

個々の取組について外部有識者から具体的な意見が得られたケースが増加した。例えば、契約監視委員会等の第三者委員会の構成員として各府省庁の契約実務を熟知している有識者からも意見を聴取したり、質問自体を具体化したりするなどの工夫が見られた。

一方で、依然として効果的な意見聴取への工夫が不十分な府省庁も見受けられ、改善の徹底が求められる。

3 各府省庁における調達改善の取組の具体的な実施状況

(1) 一者応札の改善

国の契約に占める一者応札の割合は、図表2のとおりであり、ここ3年は、17%で推移している。

図表2：国の契約に占める一者応札の割合（件数ベース）（単位：％）

平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
14	15	14	14	13	14	16	17	17	17

出典：公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップ
について」及び内閣官房調査

「入札説明会に参加したが応札しなかった者等へのアンケート調査」や「事業者に対するヒアリング」の結果を見ると、例えば、工事発注分野においては、「発注量の増加や慢性的な人手不足により人員が確保できない。」との回答が見られる。また、情報システム調達の分野では、「発注省庁から要請されている最新技術・特殊技術を持ち合わせていないため、受注することができない。」、「システム稼働の安定的継続やセキュリティ保持のために、他者のシステムを引き継ぐことはリスクがある。」等の回答が見られる。

これに対し、府省庁側では、例えば、工事発注時期の平準化の促進や、現場技術者配置要件の合理化の検討等を行うこととしている。

更に、今後、例えば、新技術の活用によって人手不足を克服しようとする者や企業規模に関わらず費用対効果の高い成果を出す者が受注できるよう、仕様書を見直し、また、十分に競争的な発注となるような検討を行うことが求められる。

一者応札の背景には、社会の変化や経済情勢の影響が見られるものの、各府省庁は、不断にその要因把握に努め、調達ごとの特性に合わせて、発注側の工夫等によって一層の改善ができないか検討を行い、改善に向けた対応を行うことが求められている。

＜平成 29 年度における一者応札の改善例＞

- 警察庁は、平成 29 年度から事前審査体制を整備し、一者応札が継続していた案件の審査を強化した。この結果、例えば、全国白バイ安全運転競技大会の運営にあたり、警備業の資格を有する事業者であることを応札の必須条件としていた調達について、警備業部分の再委託を認め、応札者自身の資格保有を必須としない仕様に見直しを行ったことで応札者が 5 者に増加した事例が成果として得られた。

※ 一者応札の改善に関するその他の取組事例については、[別添 5](#) 参照

情報システムの調達については、各府省庁とも「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（平成 26 年 12 月 3 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえて、それぞれの CIO 補佐官の助言を得ながら、情報システムの要件定義の明確化や従来の受注者といった特定の事業者には有利な仕様内容とならないようにすることを通じた新規参入の促進を行うこととされている。一者応札となった案件については、各府省庁とも一者応札改善に向けた対処を一層進めており、例えば、従来の受注者だけが有利とならないよう、セキュリティに配慮した上で既存情報システムのプログラムを公開し、新規参入が図られた案件が見られている。

特に、一者応札となった情報システム契約が複数年契約となっている場合は、契約の更新時に抜本的な改善策が立案される必要がある。デジタル・ガバメント実行計画（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）では、「サービスの設計に当たっては、コストの適正化とサービスの向上を両立させるため、投資対効果の検証が十分に行われること」や「情報システムの連携の在り方について費用対効果を含めた検討が行われること」とされており、調達に関しても、費用対効果の追求に向けて、情報システムの専門家としての CIO 補佐官は、引き続き契約の方式の検討や調達の際の競争性向上についてその役割を発揮することが求められる。

一者応札の改善策に関して、歳出改革ワーキンググループ委員からの指摘をとりまとめたものは[別添 4](#)のとおりである。各府省庁においては、今後も具体的な対応を進めることが求められる。

(2) 随意契約の改善

ア 競争性の向上のための取組

国の契約件数に占める競争性のない随意契約¹の割合は、図表3のとおりであり、ここ3年は、16%から17%で推移している。

図表3：国の契約に占める競争性のない随意契約の割合（件数ベース）（単位：％）

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
37	21	18	16	16	16	16	15	16	17	16

出典：財務省「契約に関する統計」、公共調達最適化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」及び内閣官房調査

国の契約において、随意契約は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項等により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等に限定的に採用される契約方式とされている。とりわけ、競争性のない随意契約が締結される場合には、競争が働かないことによる価格の高止まりが生じる懸念があることに留意を要する。各府省庁は、競争性のない随意契約が安易に締結されることのないよう審査を行い、当該契約方式によらざるを得ない場合にはその理由を公表しているほか、仕様を見直すなどして競争性のある契約方式に移行できないか検討する取組を行っている。

規制緩和や技術革新等により競争が可能となっている市場も見られることから、各府省庁は、市場の実態調査を不断に行い、一般競争入札への移行可能性を探ることが求められる。また、直ちに一般競争入札に移行することが困難な場合であっても、競争性のない随意契約の締結を機械的に継続することなく、公募の実施について、不断に検討することが求められる。更に、潜在的な新規参入者に対して情報提供を積極的に行うことが効果的であるという観点から、特定の事業者と競争性のない随意契約によらざるを得ない調達案件について、新規参入が可能である旨をウェブサイト上に継続的に掲載するなどの取組も見られる。

¹ 「競争性のない随意契約」とは、随意契約から、以下の①から④までを除いたものをいう。

- ① 企画競争によるもの
- ② 公募を実施したもの
- ③ 入札に付しても入札者がいない又は再度の入札をしても落札者がいないため随意契約が締結されたもの
- ④ 少額のもの

〈平成 29 年度上半期における随意契約の改善例〉

- 厚生労働省は、外部有識者を含む公共調達委員会において、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する 500 万円以上の随意契約案件について、競争性の向上等の観点から審査を行った。この結果、計 39 件（本省分 34 件、本省以外の部局分 5 件）を随意契約から一般競争入札に移行し、9 億 1,900 万円（本省分 6 億 5,000 万円、本省以外の部局分 2 億 6,900 万円）の削減を実現した。

※ 随意契約の改善に関するその他の取組事例については、[別添 5](#)参照

なお、随意契約の改善に資する歳出改革ワーキンググループ委員からの指摘は[別添 4](#)のとおりである。

イ より適正な価格での調達

各府省庁は、随意契約によらざるを得ない場合であっても、例えば、情報システムの調達に際してCIO補佐官の助言を得るなど、より適正な価格での調達を目指して、見積根拠の精査を行ってきている。見積根拠の精査に際しては、ノウハウのマニュアル化や、データベースによるコスト情報の管理・共有が必要である。また、手続の透明性・公正性の確保の観点から、実施手続のルール化を進めることが適当である。

なお、国の契約はあくまで競争入札によることが原則であり、競争性のない随意契約とした案件についても、その適切性を不断に見直すことが必要である。

〈平成 29 年度上半期におけるより適正な価格での調達に向けた取組例〉

- 内閣府は、平成 29 年度上半期において、計 266 件の随意契約案件を対象に見積根拠の精査等を実施し、うち 109 件について約 11 億 7,600 万円の削減効果（当初提示額の 2.2%）があった。内閣府においては、見積根拠の精査手法等を記録し、同一案件の調達の際に活用できる体制を構築している。

ウ 少額随意契約の更なる改善

少額随意契約は、事務手続の効率性の観点から随意契約によることができるかとされているものであるが、随意契約の方式によることができる少額の調達であっても、事務負担等を考慮しつつ一般競争入札に移行するなど競争性の向上に努めている府省庁もある。

また、多くの府省庁がオープンカウンター方式²を導入しており、限ら

² 「オープンカウンター方式」とは、発注者が見積りの相手方を特定することなく調達内容・数量等を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式をいう。

れた事業者から見積書を徴取するといった従前のやり方と比較して、より多くの見積書が提出されるなど、競争性が向上した例が複数見られる。地方支分部局等での取組促進のため、本府省庁が実施方法や対象案件を説明する研修等を行っている府省庁もある。

また、少額随意契約による調達に際して、インターネットを利用して価格情報の収集及び比較の簡便化を図り、クレジットカード決済を活用することで、効率的な調達を行う事例が見られる。

(3) 調達の合理化に向けた取組

ア 共同調達・一括調達³の有効活用

(ア) 本府省庁における共同調達

霞が関6グループで実施されている本府省庁における共同調達については、発注頻度、仕様の差異等により一部実施されていない品目があるものの、取組は概ね浸透している。

(イ) 地方支分部局等における共同調達

全国10の財務省財務局等を中心に、各地域における各府省庁の地方支分部局等の共同調達について取組を進めており、平成29年度上半期においては、共同調達を推進するための勉強会が8の地域で計10回開催された。このうちいくつかの勉強会には、行政改革推進本部事務局(以下「事務局」という。)からも職員が参加した。勉強会では、具体的な共同調達の円滑な実施に向けて府省庁を超えた連携が図られた。この結果、例えば、29年度から、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、福岡及び九州において、コピー用紙の共同調達の枠組みに新たな官署が参加するなど、拡大が認められる。

この勉強会では、共同調達の推進のみならず、例えば、メールマガジンの活用事例等の調達改善に関する取組内容や課題についても共有がなされており、各地域における府省庁を超えた実務担当者のノウハウ共有の機会として有効なものとなっている。

³ 「一括調達の運用ルール」(平成21年1月16日各府省等申合せ、最終改定25年1月29日)等に基づく取組であり、同取組による効果としては、①スケールメリットの発現による調達価格の低減、②競争性の向上、③契約事務の軽減がある。本報告では、一括調達を「同一府省庁内の複数官署において、物品・役務の調達を行うこと」、共同調達を「複数府省庁の官署において、一定地域内の官署に係る物品等の調達を行うこと」、両者を合わせて「共同調達等」と整理している。

(ウ) 共同調達・一括調達を実施する上での課題・留意点

共同調達・一括調達（以下「共同調達等」という。）は、スケールメリットの観点から有効であるが、コスト削減効果を得るには、①スケールメリットが働く調達規模の確保⁴、②納入回数や配送先の集約等を通じた物品の配送やサービスの提供等に係るコストの削減が極めて重要である。このため、各府省庁においては、参加官署数や対象品目数を増加させることのみを目的とせず、適正価格（市場価格）の追求を目的とした参加官署の組合せを検討することが求められる。

また、共同調達の実施により、調達手続の一部省力化が図られる府省庁がある一方で、調達物品等の幹事が複数重なる府省庁においては事務負担が大きくなっているケースも見られるため、負担の平準化に向けて事務の在り方を見直すことも必要である。

各府省庁は、共同調達等の実施を継続していく中で、グループごとに定期的に、共同調達等の効果や事務負担について検証を行うことが望ましい。

〈平成 29 年度上半期における共同調達等の取組例〉

- 警察庁は、全国の複数官署で共通して使用するDNA試薬について、コスト削減のために各管区単位でまとめて調達する取組を進めてきたが、管区と供給業者の営業範囲が異なることで配送コストの増加等が発生することが判明したため、平成 29 年度から本庁での一括調達を開始した。この取組により、更に約 800 万円の削減が実現する見込み（28、29 両年度の単価（配送コスト含む。）に 29 年度の予定数量を乗じて比較）。

※ 共同調達等の実施に関するその他の取組事例については、別添 5 参照

イ 電力調達・ガス調達に関する取組

電力調達に関する取組については、平成 28 年 4 月からの完全自由化を受けて、28 年度調達改善計画から全府省庁共通の取組とし、各府省庁の行う電力調達は、特段の理由がある場合を除き、一般競争入札によることが原則となった。電力調達の改善としては、従来随意契約だったものを一般競争入札に移行するもののほか、既に一般競争入札をしていたものについて競争性の向上を図る取組の成果も見られた。例えば、規模をまとめる（共同調達等）ほか、入札情報の周知に努めたり、十分な公告期間を確保したりすることで、一者応札解消・コスト削減につながった事例が見られ

⁴ ただし、規模が大きすぎる場合には、供給者が減り競争が働かない事例が存在することに留意を要する。

た。

ガスについても、29年4月から小売市場が完全自由化されたが、ガス小売市場への新規参入状況は、電力のそれより限定的となっており、地域差も見られる。各府省庁においては、一般競争入札への移行や調達の適正規模に関する検証が開始されたところである。

〈平成29年度上半期における電力調達・ガス調達の改善例〉

- 法務省は、電力調達について、事業者からのヒアリング等、一者応札解消に向けた取組を行い、63件が複数者応札となった。この結果、計4,384万円（一者応札解消前との費用比較が可能な41件）の費用が削減された。また、電力の共同調達等の推進にも取り組み、計4,194万円の費用が削減された。

また、ガス調達について、13官署で一般競争入札を実施した。この結果、計2,241万円（競争入札実施前との費用比較が可能な5件）の費用が削減された。

※ 電力調達・ガス調達の改善に関するその他の個別案件については、[別添5](#)参照

ウ 国庫債務負担行為の活用

各府省庁は、情報システムの調達、公共工事等について、契約の内容に応じ、適正な契約期間を勘案した上で、国庫債務負担行為を活用している。平成29年度においても、国庫債務負担行為を活用して複数年度契約とすることで、経費の節減につながった案件が複数見られた。

エ オフィス関連調達の合理化

一部府省庁は、オフィス関連調達の合理化に取り組んでおり、効果が見られる。このような取組は、経費節減だけでなく事務の効率化にも寄与する取組であり、全府省庁において検討されるべきものである。

〈平成29年度上半期におけるオフィス関連調達の合理化に関する取組例〉

- 国土交通省は、出力環境の最適化とコスト縮減の両立を確保する観点から、12（前年度比1官署増）の地方支分部局において、プリンタ、コピー機、FAX等の出力機器を集約するMPS（マネージド・プリント・サービス）を導入し、MPSの導入前と比較して、累計で約11億円の経費削減となっている。
- 農林水産省は、地方支分部局等11官署において、公用携帯電話の利用実績を分析し、回線数を見直し、通信量に見合った電話料金プランへの変更を行った。その結果、平成29年度上半期と前年度の同時期における支払実績を比較して、約57万円（▲3.1%）の削減効果があった。

4 調達改善におけるマネジメントの強化

一者応札や随意契約（以下「一者応札等」という。）の実効的な改善、調達の合理化を実現するために、各府省庁は、調達改善におけるマネジメントを強化する必要がある。

（1）調達改善に向けた審査・管理の充実

ア 一者応札等の改善に向けた審査・管理の実質的強化

一者応札等を改善するためには、調達内容、事業者の資格要件や選定方法、随意契約を締結する場合の理由等について十分な事前審査を行うとともに、一者応札等となった要因や価格の適正性等を事後的に精査・分析し、今後の調達改善に活かすことができるような体制を整備することが有効である。特に、一者応札等が複数回継続する案件の中には、調達先の安定的な確保が課題となっているものもあり、調達案件の個別の特性に応じた検討が必要となる。

一者応札の改善に関しては、平成28年度から共通的な取組に位置付け、29年度は特に「事前審査・事後審査の実施・強化」を共通的な取組とした。29年度上半期までに、一者応札を防止するための事前チェックの体制が整備されていなかった府省庁においても体制が整備され、今後は、これらの審査体制を一層有効に機能させることが重要である。例えば、特に、一者応札等が複数回継続する案件について、契約監視委員会等における事後審査で得られた改善策がどのような成果を得たのかを再度同委員会等に報告し、改善がなかったケースについては、再度審査によって解消に向けた更なる改善策を検討することが求められる。一方、成果が得られたケースのノウハウは府省庁内において速やかに活用されるべきである。

課題を抱えた個別案件を改善していくためには、今後とも、審査・管理が確実かつ効果的に実施されるよう、その実質的強化が求められる。

〈平成29年度上半期における審査・管理の充実例〉

- 防衛省は、平成29年度上半期に地方防衛局が発注した工事案件のうち、一者応札となった全ての案件について民間事業者アンケートを実施した。これを本省において分析しており、今後、各局横断的な競争性の確保のための方策を全局に周知し、改善を図ることとしている。

イ 大量生産品を調達する際の価格チェック等

近年、大量生産品について、数多くの取引価格の比較がインターネットを利用して容易にできることから、これを利用して市場価格を把握し、市

場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかチェックし、その乖離に合理的理由があるかどうかを確認し、必要な改善を図る取組が定着することが求められる。

(2) 調達改善に資する研修・情報共有の実施・人事評価への反映

各府省庁における調達改善に資する研修等の取組を見ると、研修実施のほか、調達改善に関する知識・スキルの効果的な習得のために、イントラネットや職員向けメールマガジン等のツールを活用している府省庁も見られる。

費用対効果の高い調達を実践できる人材を育成する観点からは、会計法令に関する研修のみならず、例えば、見積根拠の精査や費用対効果の高い調達方法の選択に当たって必要となるノウハウに関する研修や、一者応札の改善のために必要な市場の実態調査の方法に関する研修等、調達改善に向けたより実践的で多様な内容の研修を実施することが重要である。この点、例えば、情報システムに関しては、CIO補佐官等の専門家が、実務担当者を対象に、見積根拠の精査の手法や仕様書作成のノウハウ等について研修を行っている府省庁も見られる。費用対効果の高い調達を実践できる人材育成にあたっては、民間のノウハウ等も積極的に取り入れ、適正価格の追求に資する知見を深化させていく研修等を実施していくことが望ましい。

また、事前審査及び事後審査の結果から得られる改善策等の知見は、類似の一者応札等の改善に向けて、個別具体的な取組を進めていくために有用と考えられるが、現状では十分に活用されていない。内部監査の際の指導を通じて、調達改善に関する知見を共有している府省庁もあり、今後、全府省庁で、機会を捉えて調達改善の取組に関する情報共有を効率的・効果的に行うための方法について検討されることが望ましい。また、本府省庁と地方支分部局等の間、地方支分部局等の間で取組に差が見られることから、各府省庁は、地方支分部局等の調達改善担当者に対して、本府省庁や他の地方支分部局等でのベストプラクティスを浸透させるための研修、情報共有等を実施することが適当である。

平成 29 年度においても、複数の府省庁が人事評価への反映に関する自己評価を行っているところであるが、調達改善の取組が不断に行われるよう、人事評価が適切に行われることが必要である。

〈平成 29 年度上半期における人材育成・情報共有の取組例〉

【地方支分部局等への調達指導】

- 厚生労働省は、本省会計課が内部監査と合わせて個別指導（競争性阻害要因の分析、予定価格の妥当性の検証等）を実施している（平成 29 年度上半期 184 件）。

【情報システムに関する講習会の実施】

- 財務省は、情報システム調達の実務担当者に対して、情報システムの高度な知識と豊富な経験を有する契約専門官による情報システムの予定価格の積算方法を含む講習会を開催した。

5 総括

各府省庁は、調達する財・サービスの特性を踏まえ、外部の意見も取り入れつつ創意工夫を行い、不断に取組を強化していくことが求められる。各府省庁及び事務局は、調達の更なる改善を実現するために、以下のとおり取組を行っていくことが必要である。

（1）各府省庁における課題を抱えた個別案件に係る審査・管理の実質的強化

各府省庁においては、引き続き、調達改善の観点からの審査等の強化が図られることが求められる。自府省庁の審査・管理体制を有効に活用し、個別案件について、具体的かつ着実に改善を図っていく必要がある。

一者応札については、それが複数回継続する案件について、調達価格の高止まりが強く懸念されること等から、その解消に向けて取り組んできている。そのための事前・事後の審査体制は、平成 29 年度上半期までに全府省庁で整備されたところである。今後、各府省庁は、整備した体制を活用し、特に複数回一者応札等が継続する個別案件を確実に取り上げて改善に向けた具体的かつ真摯な検討を行うなど、個別案件の審査・管理を一層強化することが求められる。

各府省庁においては、審査の過程で得られた改善策が一者応札等の解消のために有効であったかどうかを検証することが不可欠である。改善策を講じて一者応札等が解消されなかった場合には、更に要因分析を実施し、改善に向けた取組を積み重ねていく必要がある。そのために、少なくとも、契約監視委員会等によって得られた改善策がどのような成果を得たのか、再度同委員会等に報告することが必要である。成果を得たケースのノウハウは、府省庁内で速やかに類似事例の改善に活用でき、改善に至らなかったケースは再審査によって更なる改善につなげることができる。なお、各府省庁において求められる審査・管理の強化とは、形式的な審査を何度も行うことや屋上屋を架す形で組織を増設することではなく、課題解決に向けて、真に有効な

審査方法や内容を実質的に充実・強化させることである。

また、調達価格の適正化の観点からの審査として、例えば、数多くの取引価格の比較がインターネットを利用して容易にできる大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかチェックし、合理的理由の存否を確認し、改善を図る取組を定着させることが必要である。

各府省庁においては、このような調達改善に向けた不断の取組が人事評価に適切に反映され、そのモチベーションが維持されることが重要である。事務局においても、引き続き個別案件のヒアリング等を行うほか、個別案件の審査・管理の状況を確認していくことが求められる。

(2) 実践的ノウハウ共有の強化

各府省庁において、個別案件の審査等から得られた各種の知見や有効な改善策及び本府省庁や地方支分部局等のベストプラクティスについて、府省庁内の類似事例の改善に活用するために、情報共有等を一層積極的に行うことが求められる。

事務局は、従前から府省庁を超えたノウハウ共有に努めており、平成29年9月には、全府省庁の実務担当者を対象に「共同調達・一括調達」及び「大量生産品の調達価格について」をテーマとした勉強会を開催した。今後とも、メールマガジン等による調達情報の効果的な発信方法、オフィス関連調達の合理化手法に関して、府省庁横断的な実践的ノウハウ共有を行うことが考えられる。

また、地方においては、各財務局を中心とした共同調達に関する勉強会が29年度上半期中計10回開催された。共同調達に向けて、幹事の決定や仕様書のすり合わせ、共同調達が有効な品目やその規模の検証等、引き続き、検討を重ねることが必要である。特に、電力調達については、小規模調達をまとめて入札にかけることで競争性向上とコスト削減効果が得られるケースが見られており、地方支分部局等における共同調達の検討対象とすることが適当である。更に、当該勉強会が、共同調達だけをテーマにすることにとどまらない、府省庁を超えた調達改善全般に関するノウハウの共有の機会としてとらえられ、活用されることも重要である。

事務局においては、今後も、調達改善に係る実務上の知見やノウハウ、有益な取組例等を府省庁横断的に共有するため、勉強会を定期的で開催することが求められる。また、各地方支分部局等におけるノウハウの共有（共同調達を含む。）の機会に際しても、必要に応じ参加をし、情報共有や検証に係る支援等の役割を果たすことが適当である。

国の調達に係る契約金額(平成28年度)

別添1

(単位:億円)

合計 84,290	公共工事等 32,706		物品役務等 51,584			
	← 本省 608	地方支分部局等 32,098	本省 32,788		地方支分部局等 18,797	
国土交通省 30,784	25,761		5,023			
防衛省 29,320	2,097	27,223				
農林水産省 5,714	1,943		3,771			
環境省 4,580	1,306		3,274			
厚生労働省 2,348	← 32	2,316				
内閣官房等 2,186	838		1,348			
経済産業省 2,128	← 7	2,128				
財務省 1,650	147	1,503				
法務省 1,576	175	1,400				
文部科学省 1,236	148	1,088				
その他 2,769	総務省 1,047 警察庁 545 外務省 443	最高裁判所 284 復興庁 121 国会事務局 98	国立国会図書館 73 金融庁 57 宮内庁 56	個人情報保護委員会 14 消費者庁 13 会計検査院 8	人事院 6 公正取引委員会 4	

注 契約金額は平成28年度に締結した支出原因契約(少額随意契約を除く)である。なお、端数処理(単位未満四捨五入)の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

府省庁名		競争契約				随意契約												合計	
		件数 (注1)		金額 (注1)		合計				競争性のある随意契約				競争性のない随意契約				件数	金額
		割合	割合	件数		金額		件数		金額		件数		金額					
				割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合						
文部科学省	(平成26年度)	503	15%	167	13%	2,917	85%	1,119	87%	2,457	72%	616	48%	460	13%	503	39%	3,420	1,286
	(平成27年度)	472	13%	138	14%	3,083	87%	869	86%	2,620	74%	443	44%	463	13%	425	42%	3,555	1,007
	(平成28年度)	503	14%	363	29%	3,042	86%	873	71%	2,565	72%	451	37%	477	13%	421	34%	3,545	1,236
	(平成18年度)	377	9%	213	10%	3,824	91%	1,886	90%	3,129	74%	1,088	52%	695	17%	798	38%	4,201	2,099
厚生労働省	(平成26年度)	3,950	55%	720	32%	3,278	45%	1,522	68%	964	13%	323	14%	2,314	32%	1,200	54%	7,228	2,242
	(平成27年度)	4,268	58%	935	37%	3,076	42%	1,576	63%	767	10%	461	18%	2,309	31%	1,115	44%	7,344	2,511
	(平成28年度)	4,312	60%	918	39%	2,907	40%	1,430	61%	663	9%	321	14%	2,244	31%	1,108	47%	7,219	2,348
	(平成18年度)	5,569	36%	1,083	20%	9,710	64%	4,449	80%	2,303	15%	610	11%	7,407	48%	3,839	69%	15,279	5,532
農林水産省	(平成26年度)	10,729	82%	5,926	87%	2,287	18%	886	13%	1,089	8%	288	4%	1,198	9%	598	9%	13,016	6,812
	(平成27年度)	10,139	83%	5,686	93%	2,140	17%	401	7%	1,124	9%	280	5%	1,016	8%	122	2%	12,279	6,088
	(平成28年度)	10,080	82%	5,346	94%	2,161	18%	368	6%	1,081	9%	252	4%	1,080	9%	117	2%	12,241	5,714
	(平成18年度)	9,529	51%	5,392	76%	9,182	49%	1,722	24%	1,313	7%	543	8%	7,869	42%	1,179	17%	18,711	7,114
経済産業省	(平成26年度)	1,252	49%	748	33%	1,292	51%	1,489	67%	747	29%	784	35%	545	21%	704	31%	2,544	2,237
	(平成27年度)	1,193	53%	744	39%	1,076	47%	1,153	61%	520	23%	563	30%	556	25%	589	31%	2,269	1,897
	(平成28年度)	1,199	53%	643	30%	1,053	47%	1,484	70%	603	27%	1,110	52%	450	20%	375	18%	2,252	2,128
	(平成18年度)	547	16%	251	13%	2,873	84%	1,739	87%	1,853	54%	1,007	51%	1,020	30%	732	37%	3,420	1,990
国土交通省	(平成26年度)	34,304	77%	27,954	91%	10,525	23%	2,872	9%	5,669	13%	1,563	5%	4,856	11%	1,310	4%	44,829	30,826
	(平成27年度)	32,354	75%	23,026	88%	10,771	25%	3,047	12%	5,601	13%	1,665	6%	5,170	12%	1,382	5%	43,125	26,073
	(平成28年度)	33,776	75%	26,229	85%	11,553	25%	4,554	15%	5,463	12%	1,615	5%	6,090	13%	2,939	10%	45,329	30,784
	(平成18年度)	39,500	61%	22,499	76%	25,205	39%	7,287	24%	7,727	12%	2,152	7%	17,478	27%	5,135	17%	64,705	29,787
環境省	(平成26年度)	1,842	55%	2,591	78%	1,536	45%	734	22%	726	21%	431	13%	810	24%	303	9%	3,378	3,326
	(平成27年度)	1,854	59%	2,330	59%	1,300	41%	1,649	41%	545	17%	391	10%	755	24%	1,258	32%	3,154	3,980
	(平成28年度)	1,837	57%	2,166	47%	1,385	43%	2,414	53%	460	14%	384	8%	925	29%	2,030	44%	3,222	4,580
	(平成18年度)	720	35%	89	23%	1,341	65%	303	77%	503	24%	134	34%	838	41%	169	43%	2,061	392
防衛省	(平成26年度)	23,694	51%	6,451	23%	22,337	49%	21,310	77%	14,800	32%	10,893	39%	7,537	16%	10,417	38%	46,031	27,761
	(平成27年度)	16,549	43%	5,888	19%	21,790	57%	24,493	81%	13,957	36%	7,943	26%	7,833	20%	16,550	54%	38,339	30,381
	(平成28年度)	22,949	52%	4,956	17%	20,850	48%	24,364	83%	14,744	34%	8,787	30%	6,106	14%	15,577	53%	43,799	29,320
	(平成18年度)	16,205	43%	2,751	13%	21,544	57%	18,126	87%	5,723	15%	6,112	29%	15,821	42%	12,013	58%	37,749	20,876
その他 (注2)	(平成26年度)	1,630	59%	307	64%	1,121	41%	171	36%	221	8%	50	10%	900	33%	121	25%	2,751	478
	(平成27年度)	1,665	61%	296	68%	1,073	39%	140	32%	184	7%	18	4%	889	32%	121	28%	2,738	436
	(平成28年度)	1,668	59%	322	67%	1,148	41%	161	33%	205	7%	30	6%	943	33%	131	27%	2,816	483
	(平成18年度)	1,558	45%	389	55%	1,879	55%	315	45%	131	4%	37	5%	1,748	51%	278	39%	3,437	704
合 計	(平成26年度)	92,277	63%	49,334	60%	53,477	37%	33,445	40%	30,517	21%	16,629	20%	22,960	16%	16,816	20%	145,754	82,780
	(平成27年度)	83,183	61%	43,045	54%	52,349	39%	36,483	46%	29,020	21%	12,962	16%	23,329	17%	23,521	30%	135,532	79,528
	(平成28年度)	91,392	64%	45,603	54%	52,494	36%	38,687	46%	29,531	21%	14,207	17%	22,963	16%	24,480	29%	143,886	84,290
	(平成18年度)	85,602	49%	36,183	48%	88,856	51%	39,941	52%	24,838	14%	12,304	16%	64,018	37%	27,637	36%	174,458	76,124

注1 件数・金額：各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 その他：人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館及び最高裁判所

注3 平成18年度は「公共調達適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）が発出された年度

出典：財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

府省庁名	一般競争契約						一般競争契約における一者応札割合 (A/B)		指名競争契約						指名競争契約における一者応札割合 (C/D)		競争契約に占める一者応札割合 ((A+C)/(B+D))		全契約に占める一者応札割合 ((A+C)/E)		全契約 (E)			
	1者 (A)		2者以上		合計 (B)		件数	金額	1者 (C)		2者以上		合計 (D)		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件数 (注1)	金額 (注1)	件数	金額	件数	金額			件数	金額	件数	金額	件数	金額										
経済産業省	(平成26年度)	456	503	796	245	1,252	748	36%	67%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	36%	67%	18%	22%	2,544	2,237	
	(平成27年度)	431	488	762	256	1,193	744	36%	66%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	36%	66%	19%	26%	2,269	1,897	
	(平成28年度)	372	458	827	186	1,199	643	31%	71%	0	0	0	0	0	0	0%	0%	31%	71%	17%	22%	2,252	2,128	
国土交通省	(平成26年度)	9,976	5,257	16,496	20,962	26,472	26,219	38%	20%	257	86	7,575	1,650	7,832	1,735	3%	5%	30%	19%	23%	17%	44,829	30,826	
	(平成27年度)	9,374	4,710	15,895	16,766	25,269	21,476	37%	22%	363	109	6,722	1,440	7,085	1,549	5%	7%	30%	21%	23%	18%	43,125	26,073	
	(平成28年度)	9,550	4,902	16,850	19,668	26,400	24,570	36%	20%	366	109	7,010	1,551	7,376	1,660	5%	7%	29%	19%	22%	16%	45,329	30,784	
環境省	(平成26年度)	985	1,964	789	617	1,774	2,582	56%	76%	33	6	35	4	68	10	49%	57%	55%	76%	30%	59%	3,378	3,326	
	(平成27年度)	1,023	1,568	788	758	1,811	2,326	56%	67%	21	3	22	2	43	4	49%	56%	56%	67%	33%	39%	3,154	3,980	
	(平成28年度)	1,018	1,077	747	1,081	1,765	2,158	58%	50%	33	5	39	3	72	8	46%	65%	57%	50%	33%	24%	3,222	4,580	
防衛省	(平成26年度)	5,926	1,543	17,023	4,396	22,949	5,939	26%	26%	11	1	734	511	745	512	1%	0%	25%	24%	13%	6%	46,031	27,761	
	(平成27年度)	4,226	1,533	11,736	3,845	15,962	5,378	26%	28%	7	2	580	508	587	510	1%	0%	26%	26%	11%	5%	38,339	30,381	
	(平成28年度)	4,965	1,111	17,215	3,292	22,180	4,403	22%	25%	1	1	768	553	769	553	0%	0%	22%	22%	11%	4%	43,799	29,320	
その他 (注2)	(平成26年度)	411	84	1,198	219	1,609	303	26%	28%	0	0	21	4	21	4	0%	0%	25%	27%	15%	18%	2,751	478	
	(平成27年度)	382	99	1,261	194	1,643	293	23%	34%	0	0	22	3	22	3	0%	0%	23%	34%	14%	23%	2,738	436	
	(平成28年度)	438	90	1,216	231	1,654	320	26%	28%	1	0	13	2	14	2	7%	10%	26%	28%	16%	19%	2,816	483	
合計	(平成26年度)	24,637	12,164	57,312	32,343	81,949	44,508	30%	27%	344	104	9,984	4,722	10,328	4,827	3%	2%	27%	25%	17%	15%	145,754	82,780	
	(平成27年度)	22,653	11,341	51,316	27,251	73,969	38,591	31%	29%	433	125	8,781	4,328	9,214	4,453	5%	3%	28%	27%	17%	14%	135,532	79,528	
	(平成28年度)	23,910	10,648	57,803	30,618	81,713	41,266	29%	26%	451	172	9,228	4,165	9,679	4,337	5%	4%	27%	24%	17%	13%	143,886	84,290	

注1 件数・金額：各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 その他：人事院、会計検査院、衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館及び最高裁判所

出典：内閣官房調査

複数回一者応札及び随意契約が続いている案件に対する改善策

複数回一者応札及び随意契約が続く案件に対する歳出改革WG委員からの指摘は以下のとおり。

●複数回一者応札

分類	指摘内容
業務内容の開示・引継	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高い業務(研究・調査を含む)については、新規参入を促すために、その専門性のレベルについて明らかにする。そのために、例えば、既存の成果物を可能な限り公表することを検討する。 ・一つの事業が複数の業務で構成されているなど、履行业者間での連携が必要となる業務については、必要な連携内容を知らせる。 ・業界紙への積極的な掲載依頼等、情報の発信手段を拡充する。 ・システムの運用・保守については、引継が円滑になされるよう、各府省庁は設計書やマニュアル類をセキュリティに配慮した上で可能な限り閲覧資料化する。また、仕様書は引継期間を十分に確保できるような内容とする。
参加者要件の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・参加要件として求める「実績」は、真に必要なものだけに緩和する。特に、公的機関による発注業務の受注実績が要件となっている場合は必要性を検討する。
発注単位(内容)の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの業務に異なる性質の業務が含まれている場合及び作業量が多い業務の場合は分割、同様の性質の業務を複数に分けている場合は統合を行うなど、発注単位を適切化する。 ・一者応札が続く契約企業が、過去その業務を行うために設立されたような企業である場合には、大胆な業務分割・統合を行う。 ・再委託が含まれている契約について、再委託部分を切り離し分割発注することを検討する。
発注単位(地域)の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の対象となる地域が広すぎる場合の分割や、近隣地域の統合等、地理的に適切な発注単位を検討する。
複数年度契約の検討と更新時の適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・契約内容に応じて複数年度契約を検討するなど、最も合理的な契約期間を検討する。 ・複数年度契約を行った場合、契約更新時には特に抜本的な改善を立案する。 ・情報システムに関しては、「(政府情報システムの整備及び管理に関する)標準ガイドライン」に記載されているように業務見直しを行った上で、システム経費の内訳の確認を行いながら合理化を追求する。
新規参入業者の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・新規業者が参入可能な条件を具体的に検討するために、どんな業者が新規参入可能なのか調査する。 ・国内に受注能力を有する事業者がいないと想定される場合には、外国企業の参入の可能性を調査する。
調達スケジュールの調整	<ul style="list-style-type: none"> ・履行期間・時期を平準化するために、調達スケジュールの調整を行う。

●複数回随意契約

- ・安易に企画競争を継続せず、総合評価落札方式へ移行する。
- ・これまで競争性のない随意契約だった案件でも、技術革新等の社会状況の変化により、受注可能業者がないのかを不断に調査し、新規参入の可能性がある場合には公募を実施する。
- ・審議会等における施策検討段階で費用対効果の高い調達の方法について併せて議論する。
- ・修理・メンテナンスの見積根拠を精査する際には、企業へ工数逦減等により生産性を高めることを働きかける。また、修理に使用する部品について、コスト削減となる場合には修理役務とは別に調達することを検討する。
- ・システム等の大規模な開発については、部品や消耗品に汎用性を持たせるように開発することで、その後の調達において競争性を確保する。

※一者応札等の改善に係る取組としては、上記取組のほか、発注条件や仕様書の見直しといったこれまで各府省庁において実施されてきたものがあることにも留意。

各府省庁における調達改善の主な取組

1. 一者応札の改善

<p>【内閣官房等※】</p> <p>○ 受注資格要件の緩和等の実施により、平成 28 年度一者応札案件（29 年度も継続のもの）65 件のうち、24 件が複数者応札となった（改善率 36.9%）。</p>
<p>【宮内庁】</p> <p>○ 入札資料の受領者が少ない場合に、他省庁の類似案件を調査し、積極的に当庁から事業者へ案内を行ったところ、毎年度実施している調達案件のうち、前年度一者応札であった 7 案件が複数者応札となった。</p>
<p>【公正取引委員会】</p> <p>○ 過去に一者応札となった案件に関して、入札不参加業者にヒアリングを実施したところ、納入までの期間が短いため入札に参加しなかったとの意見があったことから、納入までの期間や入札公告期間の確保に努めるなどした。その結果、平成 29 年度上半期に行った入札 15 件のうち 14 件が複数者応札となった。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 公告期間の延伸、仕様の見直し、入札関連情報の周知等の取組の結果、本庁で 12 案件、地方で複数案件の一者応札が解消したほか、多くの案件で応札者の増加が見られた。</p> <p>○ 入札不参加事業者に対するアンケート調査を実施し、本庁においては 289 件のアンケートを回収し、一者応札等の改善に活用した。地方においては、アンケート調査の実施部局数を拡大した。</p>
<p>【個人情報保護委員会】</p> <p>○ 一者応札であった 4 案件を対象として一者応札の要因等を開札後に検証し、入札等監視委員会による審査を実施した。</p>
<p>【金融庁】</p> <p>○ 一者応札となった案件について、担当部局等が説明会に参加したものの入札に参加しなかった者に対して、理由を聴取するなどの取組を行い、仕様等について事後的な検証を実施した。</p>
<p>【消費者庁】</p> <p>○ 全ての入札案件（43 件）について、アンケート調査及び市場価格調査を実施した。</p>

※ 内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府をいう。以下別添 5 において同じ。

<p>【復興庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度一者応札となった契約については、入札・契約手続審査委員会において資格要件等に関する事前審査を行った。 ○ 今年度一者応札となった契約については、事後において、仕様書を取得したものの入札に参加しなかった事業者に対して、原因を調査するためヒアリングを実施し、今後の改善策を検討した。
<p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般競争入札（特定政府調達除く。）の実施に当たっては、十分な公告期間（20日間以上）を確保するよう努めた。 ○ 調査研究経費に係る本省の調達においては、早期の契約締結を行い、準備期間及び執行期間の確保に努めた。また、年間の調達計画を年度当初にウェブサイトで公表するなど、発注情報の早期発信に努め、事業者における入札等のための準備期間の確保を図った。
<p>【法務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一者応札となっている案件について、個別にその要因を分析し、公告期間の十分な確保、調達情報提供の充実、入札説明会の充実等の取組を実施した。その結果、83件について一者応札が解消され、一者応札解消前の費用と比較が可能な26件で、約2,545万円の調達費用が削減された。
<p>【外務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一者応札（応募）となった案件を対象に、事業者へのヒアリング等により要因を分析し、事業単位の細分化等を実施することにより、競争性の確保を図った。その結果、平成28年度まで複数年度にわたって連続して一者応札となっていた案件のうち16件（うち、招へい事業3件）において、複数者応札となった。
<p>【財務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入札不参加者へのアンケート調査等で把握した意見を活用して仕様等を見直すなどしたところ、106件について一者応札が改善した。うち、システム調達においては、5件で一者応札が改善し、そのうちの1件では約1,749万円のコスト削減となった。 ○ 入札等監視委員会において、応札者又は応募者が1者しかいないなどの契約案件のうち、33件を抽出して審査を実施した。
<p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競争入札及び企画競争を実施する案件のうち、前回の同種事業の競争入札等で一者応札等となった案件について、手続を開始する際に「一者応札・応募の改善チェックリスト」によるチェックを実施した。また、内部監査組織において、同チェックリストの事前審査を行った。 ○ 結果として一者応札等となった場合には、アンケート又はヒアリング調査を実施するとともに、契約監視委員会等において事後検証を行うなど、競争性の確保に努めた。

【厚生労働省】

- 外部有識者を含む公共調達委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する 1,000 万円以上の競争入札案件及び 500 万円以上の随意契約案件（本省分 180 件、本省以外の部局分 102 件）に対して指摘を行う事前審査を実施し、案件単位で指摘を行った結果、前年度一者応札の案件が 59 件（本省分 37 件、本省以外の部局分 22 件）解消した（本省分削減効果 45 億 9,600 万円、本省以外の部局分削減効果 6,000 万円）。
- 全て外部有識者で構成される公共調達中央監視委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する予定価格 250 万円を超える公共工事の契約済案件及び予定価格 100 万円以上の物品・役務の契約済案件（本省分 245 件、本省以外の部局分 333 件）から抽出された案件（本省分 11 件、本省以外の部局分 12 件）を対象に事後審査を実施している。
- 本省のメールマガジンにより、入札公告を登録者 47,221 者に対し 172 件配信した。

【農林水産省】

- 会計担当職員等からなる入札・契約手続審査委員会において、前回一者応札（応募）であった案件等 1,662 件（物品 232 件、役務 920 件、委託 510 件）について、入札要件や仕様書等の事前又は事後審査を実施したことにより、公正性等の向上が図られた。
- 外部有識者で構成される入札等監視委員会において、一者応札となった案件（本省及び地方支分部局等を含む。）のうち、190 件（本省 39 件、地方支分部局等 151 件）について事後審査を実施し、次期発注に反映することにより、透明性や公正性等の向上が図られた。
- 入札不参加事業者へのアンケートを実施し 519 件（物品 86 件、役務 316 件、委託 117 件）について改善策を検討した。

【経済産業省】

- 一者応札の改善に向けて、①入札前の自己チェック（前年度一者応札）、②契約前の自己チェック（一者応札、高落札率）、③事後の第三者チェック（一者応札、高落札率、同一者連続）を主な内容とした取組を行ってきたところ、平成 29 年度は、①において用いるセルフチェックリストの内容を充実させたほか、入札不参加事業者へのヒアリングの視点を整理・明確化する取組等を行った。
- 前年度一者応札であったことから公告前にセルフチェックリストを作成した 84 件のうち、43 件（51.2%）が複数者応札となった。また、平成 28 年度に第三者チェックを受け、かつ、29 年度上半期も事業を実施した 14 件のうち、10 件（71.4%）が複数者応札となった。
- メールマガジン等の広報媒体を活用するなど、調達関連の情報を発信する取組を継続した。また、主要な委託費・補助金等に係る公告・公募情報について、ウェブサイトへの掲載だけでなく、プレスリリースとともにツイッターによる配信を実施した。メールマガジン登録者数は 2 万 7,843 名、ツイッターのフォロワー数は 14 万 9,357 名（平成 29 年 10 月 30 日時点）となっている。

【国土交通省】

- 各部局において、全ての競争契約を対象に、契約手続前の事前検証を実施した。競争入札を行った事案のうち、結果として一者応札となったもの（3 億円を超える高額案件）は 45 件であり、これらについて、各部局において原因を詳細に分析し、本省のウェブサイト上一括して掲載することで、透明性を確保した。
- 一者応札案件を物品等の調達、システム関係、施設・設備等の維持管理及び調査等の役務に分類し、カテゴリー毎の原因を分析した上で、改善策の検討を行った。

【環境省】

- 前年度において、「契約金額が1,000万円以上」、「一者応札」及び「極端に高い落札率（99%以上）」の各要件を満たす案件について、複数者応札（競争性の向上）を実現する観点から、契約前自己チェックプロセスを導入した（平成29年10月1日以降に入札公告を行う契約案件から適用）。
- 一者応札となった案件については、その原因を把握するため、アンケート調査結果等の分析を行い、第三者委員会に報告の上、助言を受けるなどして、個別案件ごとに改善の余地を検討し、調達コストの削減を図った。また、アンケート回収率向上を図るなどして、更なる一者応札の原因把握に努めた（アンケート回収率は28年度末45.2%から29年度上半期63%へ向上）。
- 本省において、前年度一者応札であった案件のうち、平成29年度上半期に複数者応札となった案件は13件あり、約2,056万円の削減が図られた。また、地方支分部局等において29年度上半期に複数者応札となった前年度一者応札案件は12件あり、約10億8,012万円の削減が図られた。原子力規制庁では、前年度一者応札であった案件のうち、29年度上半期に複数者応札となった案件は2件あり、約819万円の削減が図られた。

【防衛省】

- 応札意思のあった事業者に対し、入札に参加しなかった要因についてヒアリングやアンケートを実施し、一者応札となった要因の把握と分析に努めた。前年度と比較して、一者応札の件数割合は4.1%減となった。

2. 電力調達・ガス調達の改善

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ 入札への参加実績のある事業者等（6者）に対し聞き取りを行い、事業者側の状況（人手不足、家庭向けに限った供給等）を把握した。</p>
<p>【宮内庁】</p> <p>○ ガス調達に関して、平成29年4月からのガス小売全面自由化を踏まえ、引き続き安定したガス供給を受けることができることを前提に、随意契約による調達から一般競争入札による調達への切替えなどを検討した。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 地方の電力調達に関して、入札関連情報の周知、公告期間の延伸等の取組を行った結果、一者応札率が平成28年度の61.4%から29年度の38.4%へ大きく改善した。また、複数の庁舎（警察学校、機動隊庁舎）の電力需要をまとめて入札を実施した結果、埼玉県警察本部において応札業者が増加し、前回契約額と比較して約296万円の削減効果があった。</p>
<p>【総務省】</p> <p>○ 応札者を増やすため、入札可能と考えられる電気事業者に対して入札関連情報の周知を積極的に行い、公告期間を20日以上とすることを徹底したほか、近隣庁舎との共同調達の検討を行った。その結果、応札者数は前回18者から今回27者となり、契約金額は8官署総額で前年度比約1,679万円の減額となった。</p>
<p>【外務省】</p> <p>○ 小規模庁舎も含め、外務省の電力調達が全て一般競争入札に移行した。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ 本省庁において、低圧区分の電力調達1件及びガス調達1件について見積り合わせを実施した。</p> <p>○ 地方支分部局において、低圧区分の電力調達75件及びガス調達103件について一般競争入札又は見積り合わせを実施したところ、低圧区分の電力調達31件で約64万円、ガス調達5件で約4万円のコスト削減となった。</p>
<p>【文部科学省】</p> <p>○ 一定の要件を満たした者について入札資格を付与する裾切り方式により一般競争入札を6件実施した。なお、一般競争入札に移行した案件のうち前年度と比較可能なものについて、約30万円（11.6%）の削減効果があった一方で、約3万円（3.7%）増加した案件があった。</p>

【厚生労働省】

- 大規模庁舎（特定高圧の庁舎及び高圧の庁舎（50kw 以上））に係る電力調達について、一者応札及び随意契約の改善を図った。その結果、前年度一者応札又は不調であった 21 件が複数者応札となった。また、前年度は随意契約であった 5 件が一般競争入札となった。
- 小規模庁舎（低圧の庁舎（50kw 未満））に係る電力調達について、可能なものから一般競争入札への移行に向けて取り組んだ。その結果、前年度は随意契約であった 2 件が一般競争入札となった。
- 小規模庁舎（年間契約数量 10 万㎡未満）に係るガス調達について、可能なものから一般競争入札への移行に向けて取り組んだ。その結果、前年度は随意契約であった 2 件が一般競争入札となった。

【農林水産省】

- 電力調達について、6 官署において新たに一般競争入札に移行するとともに、2 官署においてこれまで庁舎単位で調達していたものを複数の庁舎でまとめて調達したところ、改善のあった官署については、前年度と比較して約 295 万円（▲13.2%）の削減効果があった。

【国土交通省】

- 平成 29 度上半期においては、47 件の電力調達について、一般競争入札へ移行した（一般競争入札全体の件数：431 件）。
- 3 件のガス調達について、一般競争入札へ移行した（一般競争入札全体の件数：5 件）。

【環境省】

- 一件ごとに小切手により支払事務を行っていた本省の電気料金 4 件並びに地方支分部局等の電気料金 75 件及びガス料金 6 件について、クレジットカード決済による支払を実施し、事務の効率化に努めた。

【防衛省】

- 高圧区分の電力調達に当たって、電力事業者の準備期間を確保するため、公告期間を前倒しするなどの工夫を行い、概ね複数の参入が得られた。競争性が向上した結果、一部の官署において約 11%の費用の縮減が図られた。
- 低圧区分の電力調達に当たり、複数者から見積を聴取するなど競争性を高めた結果、一部の官署において約 10%の費用の縮減が図られた。

※ 合同庁舎等に入居している府省庁の中には、電力の調達主体となっていない府省庁がある。

3. 随意契約の改善

<p>【内閣官房等】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 特殊かつ専門性が高い随意契約案件（3件）について、見積書の精査等を行う際に民間コンサルティング会社の知見を活用し助言を得るなどして、当初見積額に比べ約5億7,727万円の経費削減を図ることができた。○ 企画競争で調達していた案件のうち、1件を総合評価落札方式に移行した。
<p>【宮内庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理している案件について、より競争性の高い契約方式に移行できた事例があった場合は、庁内の担当者へ情報を提供し、組織的に情報の共有を図った。
<p>【公正取引委員会】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 平成29年度上半期においては、物品購入及び印刷製本について、オープンカウンターによる調達が5件に拡大した。○ 平成29年度から、公正取引委員会のウェブサイトだけでなく、政府電子調達システム（GEP S）にオープンカウンターの情報を掲載したところ、28年度に実施したオープンカウンター案件と比較して見積り合わせへの参加業者が増加し、5件中3件において新規事業者との契約となるなど、少額随意契約の競争性が向上した。また、見積りの相手方を特定せず、広く見積書の提出を募ることで透明性も向上した。さらに、オープンカウンターへの新規参加を契機として、一般競争入札にも新規参加する業者が現れるなど、入札の競争性も一層向上した。
<p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ オープンカウンター方式を積極的に採用し、前年度よりも実施件数、実施部局を拡大した。その結果、新規業者の参入が認められ、競争性・公平性が高められたほか、業者への見積り依頼が簡略化できたことで、事務の効率化が図られた。○ 装備資機材等20件について見積書の精査等を実施し、業者の当初提示額と比較して約57万円の削減効果があった。
<p>【個人情報保護委員会】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 随意契約審査委員会において、競争性のない随意契約10件について、契約の適否等に関する事前審査を実施した。○ 前年度一者応札であった1事業を対象に、随意契約に切り替えた上で、見積書の精査等を実施した。その結果、当初提示額と比較して約18万円の削減効果があった。

【金融庁】

- 庁舎エントランスに調達情報・オープンカウンターコーナーを設置し、見積依頼書を公開配布した。
- 平成 29 年度上半期においては、複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続していた案件 7 件がみられたところ、これら案件については特定の一者以外には契約の履行が困難である可能性が高いと考えられることから、公募を実施した。あわせて、上記案件 7 件について、見積書の精査等を実施した結果、うち 1 件について 135 万円の削減につながった。

【消費者庁】

- 随意契約審査委員会の要請を踏まえ、競争性のない随意契約を予定していた案件について公募を実施した。
- システム関連の随意契約案件については、CIO 補佐官による価格の妥当性の検証を行った。

【復興庁】

- 消耗品の購入案件について、オープンカウンター方式による調達を行ったことで業者が調達情報を得やすくなり、前年度と比較して参加業者が増加した。

【総務省】

- 随意契約又は公募の要件を満たしているかについて、官房会計課が審査を行った。
- 北海道総合通信局含む 8 官署では、少額随意契約の調達（30 件）において、従来の見積り合わせ方式に代えて、ウェブサイト掲載によるオープンカウンター方式を実施した。

【法務省】

- 案件ごとに、競争性のある調達方式への移行の検討、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由の精査等を行った結果、12 件の調達が競争性のある調達方式へ移行した。移行前との費用比較が可能な 5 件では、計約 433 万円の調達費用が削減された。
- 会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件について一般競争入札又はオープンカウンター方式による見積り合わせを実施した。その結果、一般競争入札等への移行前との費用比較が可能な 22 件で、計約 500 万円の調達費用が削減された。

【外務省】

- 複数年度にわたり随意契約となっている案件の実態把握及び要因分析を行い、今後の契約に向けて有利な条件を引き出す手段を検討した。
- オープンカウンター方式の導入に向けた実施要領の作成等、省内手続の整理及び合理化を検討した。
- システムに関して随意契約を締結するに当たり、CIO補佐官、CISO補佐官へのヒアリングを実施し、コスト削減等を実現した。また、11件において、国庫債務負担行為を活用した。

【財務省】

- 少額随意契約の範囲内においても、予定価格が100万円を超える案件及び予定価格が100万円以下の一部案件について、一般競争入札又はオープンカウンター方式を実施した（本省庁48件、地方支分部局624件）。
- 規格や性能を担保できる電化製品等を対象として、インターネットを活用した調達を実施し、事務の効率化を図った（本省庁11品目、地方支分部局26品目）。

【文部科学省】

- 平成29年度上半期に随意契約事前確認公募に移行した4件のうち、参加意思表示が一人に限られた3件について、新設したウェブサイト上で公表を行った。
- 随意契約事前確認公募に移行した4件について見積書の精査等を実施したところ、契約予定者が当初提示した価格から約158万円（3.6%）の削減効果があった。また、同結果を省内内部部局及び外局等に対して情報共有した。

【厚生労働省】

- 29の地方施設等機関に対し会計事務監査指導を実施し、平成28年度随意契約案件（483件）について、5つの項目から指導を行った。また、28年度一者応札等の案件（一者応札305件、一者応募99件）のうち改善の取組が未実施の案件に対して34項目の指導を実施した。

【農林水産省】

- 少額随意契約による調達案件256件（本省：184件、地方支分部局等：72件）について、オープンカウンター方式を実施した。
- 契約の相手方が特定される一部の調達案件を対象に見積書の精査等を実施（2件）し、うち1件において契約金額が約15万円低減できた。

【経済産業省】

- 本省・地方支分部局・外局が平成 29 年度に締結した全ての随意契約（少額随意契約、不調・不落案件を除く。）について、大臣官房会計課が、競争性のある契約方式への移行可能性、随意契約によることとする理由の妥当性等の観点から、承認審査を実施した。
- 少額随意契約を行う案件について、オープンカウンター方式による調達を引き続き実施した。印刷、物品等については、505 件において上記方式を実施した。見積書については法令上 2 者以上から徴取することとされているところ、上記方式の下では 1 件当たり平均 6.3 者から見積書の提出があり、競争性と公平性が確保された。
- 簡便な価格情報の収集や一層安価な調達を可能とするインターネット取引による調達を平成 25 年 2 月から開始し、29 年度上半期には 18 件実施した。うち本省実施の 3 件については、参考見積の価格（従来方式）と比べて平均で 17% 安く調達できた。

【国土交通省】

- 各部局において、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可能性を改めて検討し、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、その理由とともに本省のウェブサイトに一括して公表した。平成 28 年度上半期と比べて、件数は 126 件、金額は約 140 億円減少した（緊急随契等、前年度との比較に不適当な案件を除く。）。
- オープンカウンター方式にて、3,021 件、約 7.7 億円の契約を行った。このうち、新たに 3 部局がオープンカウンター方式を導入するとともに、導入済の 12 部局がオープンカウンター方式による調達対象を拡大した（新規・拡大分：187 件、約 0.7 億円）。結果として、新規業者の参入機会増加に伴う競争性の向上が認められるとともに、事務負担の軽減が図られた。

【環境省】

- 在庫不足により調達が困難であった書籍等についてインターネット取引を活用することで、複数の店舗から迅速に調達が可能となり事務の効率化が図られた。

【防衛省】

- 競争性のない随意契約によらざるを得ないと考えられる調達については、各会計機関に設置された会議体において、随意契約の理由とその内容を審査し、適切な契約方式の適用を確保している。
- 随意契約によらざるを得ない調達については、新規参入が可能である旨とその参入要件をウェブサイト上で常続的に公示した。
- 新たに 3 官署において、オープンカウンター方式による調達を実施した。

4. 共同調達・一括調達の実施

<p>【内閣官房等】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 汎用的な消耗品（OA消耗品、コピー用紙等）の調達や役務契約（速記、荷物の配送等）を対象に、引き続き15件の共同調達を幹事官庁として実施した。○ 消耗品の調達については、実施品目の拡大、規格の調整、納入予定回数の明記、納入箇所数の集約など、引き続き更なる仕様の見直しを実施した。○ 共同調達による入札参加者の動向や競争性を検証し、スケールメリットの効果が小さいと考えられる事案については、実施方法の見直しを検討した。
<p>【宮内庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 価格低減の観点から、関西地区に所在する事務所間における一括調達をより推進した。具体的には、他省庁が実施する共同調達について、近畿財務局主催の勉強会に参加し、汎用品等の価格に関する情報収集を行った上で、一括調達の品目拡充に向けた検討を行った。
<p>【公正取引委員会】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 本局において、平成28年度から法務省との共同調達を実施した有料ニュース番組の受信契約について、29年度においても共同調達を継続実施したところ、単独調達時の27年度と比較して11.3%（1か月当たり9,440円）の削減効果があった。○ 平成28年度と同様に地方出先機関7官署のうち5官署において、事務用品、コピー用紙等の共同調達を実施した。また、これまで共同調達を実施していなかった近畿中国四国事務所において、29年度からコピー用紙の共同調達を開始したところ、A4コピー用紙について、28年度と比較して20.6%（1箱（2,500枚）当たり約260円）の削減効果があった。
<p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方支分部局65部局（前年度62部局）において、一括調達を実施したことにより、事務の効率化が図られたほか、一部の調達では、応札業者の増加や契約額の削減がみられた。
<p>【個人情報保護委員会】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 前年度に引き続き、汎用的な物品・役務における共同調達を実施した。
<p>【金融庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 平成29年度上半期においても、前年度と同様に共同調達を実施した。
<p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 汎用的な消耗品（OA消耗品、コピー用紙等）の調達や役務契約（速記等）について、内閣府等と共同調達を行った。
<p>【復興庁】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 内閣府等とともに共同調達の実施に取り組み、29件（前年度上半期27件）について共同調達を実施した。

【総務省】

- 国土交通省、警察庁と実施している本省の共同調達において、前年度に実施した共同調達等における同品目の価格の比較検証を行った結果、例えば「災害用備蓄用品」のうち、保存水（1.5リットル）については単価当たり108円の、缶詰（マグロステーキ）については単価当たり86円の削減効果がみられた。
- 北海道管区行政評価局等62官署において、他官署と延べ281品目を共同調達した。

【法務省】

- 地方支分部局等311官署（前年度比4官署増）において、他官署との共同調達を実施した。共同調達実施前との費用比較が可能な24件で、計約4,259万円の調達費用が削減された（電力調達を除く。）。

【外務省】

- 大阪分室及び沖縄事務所において、同一合同庁舎に入居する官署とコピー用紙等の共同調達を実施し、事務の効率化及び経費削減を図った。

【財務省】

- 財務局が近隣官署とのネットワークを構築し、38案件について共同調達を実施するとともに、共同調達に関する連絡会等を10回開催した。
- 本省庁で21品目、地方支分部局で30品目を新たに共同調達・一括調達の対象品目に追加した。

【文部科学省】

- 共同調達・一括調達について、当初から計画していた14類型のうち、共同調達・一括調達が可能であった10類型を実施した。
- 共同調達開始の前年度と比較可能なものについて、約943.4万円の削減効果があった。主なものは以下のとおりである。
 - ① コピー用紙（A3など4品目） 約819.2万円（19.5%）削減
 - ② テープ起こし 約84.2万円（14.8%）削減
 - ③ 図書（政官要覧など4品目） 約39.5万円（17.8%）削減

【厚生労働省】

- 前年度同様、8品目を対象として、本府省間での共同調達を行った。
- また、6品目を対象として、地方支分部局での共同調達を行った。

【農林水産省】

- 新たに地方支分部局等3官署において他省庁との共同調達（コピー用紙、ガソリン、事務用消耗品、レンタカー等）を実施した。

【経済産業省】

- 本省（外局含む。）において、平成 29 年度も引き続き事務の省力化や廉価な調達を図るため、外務省、財務省、農林水産省と事務用消耗品等の 10 品目において共同調達を実施した。その結果、以下の削減効果があった。
 - ① 事務用消耗品【共同調達実施前の 20 年度と比較】
契約単価（平均）▲38.6%、契約金額（当省）▲1,154 万円
 - ② 災害用備蓄用品【当省幹事、共同調達実施前の 22 年度と比較】
契約単価（平均）▲2.2%、契約金額（当省）▲22 万円
 - ③ 公用車向けガソリン【共同調達実施前の 26 年度と比較】
レギュラー 契約単価 ▲5.59%、契約金額（当省）▲18 万円
ハイオク 契約単価 ▲6.66%、契約金額（当省）▲21 万円
 - ④ 宅配便【共同調達実施前の 26 年度と比較】
契約単価（平均）▲26.8%、契約金額（当省）▲65 万円
- 平成 29 年度も引き続き、全ての地方支分局において共同調達を実施している。地方支分局における共同調達品目の総数（延べ）は 45 品目、共同調達の相手方官署の総数（延べ）は 99 官署となった。29 年度は、東北経済産業局において 1 官署とのみ実施していたコピー用紙の共同調達について、8 官署との共同調達へ取組を拡大した。また、九州経済産業局において、貨物運送の共同調達を開始した。

【国土交通省】

- 共同調達については、33 の地方支分部局等にて実施し、東北地方整備局にて新たにコピー用紙の共同調達を行うなど、範囲の拡大を行った。一括調達については、57 の地方支分部局等にて実施し、中国地方整備局にて新たに書籍購入の一括調達を行うなど、範囲拡大を行った。

【環境省】

- 近畿地方環境事務所においては、平成 29 年度から新たにコピー用紙の共同調達を実施した。これにより、共同調達を行わなかった場合の単価で購入した場合と比較して、約 1.4 万円の削減が図られた。

【防衛省】

- 一部の官署において物品輸送やガソリンなどを新たに対象品目とするなど、共同調達の拡大を図った。その結果、物品輸送において、一部の輸送単価が前年度から約 6%削減された。

5. その他

<p>【内閣官房等】</p> <p>○ システム関係の案件について、CIO補佐官による意見等を踏まえ、国庫債務負担行為による複数年契約を7件締結し、予算の平準化や調達事務の低減等を図った。また、再リース契約を3件締結し、賃貸借料の削減を図った。</p>
<p>【宮内庁】</p> <p>○ 一部経費の精算についてクレジットカードを利用することにより、コストの削減が図られた。</p>
<p>【公正取引委員会】</p> <p>○ 新規の調達事務担当者等に対し、会計法令等の解説、調達改善事例の紹介等を行う研修を実施した。</p>
<p>【警察庁】</p> <p>○ 会計業務検討会議を開催して平成28年度下半期の契約について審査し、その審査内容等をウェブサイトに掲載したほか、全国に発出した。また、「調達改善だより」を作成し、全国に情報共有した。</p>
<p>【金融庁】</p> <p>○ 政府調達案件について、仕様・調達予定金額の適正性を確保する観点から、「情報システム調達会議」において、外部有識者（政府CIO補佐官等）を交えて審議した。</p>
<p>【消費者庁】</p> <p>○ 内閣府にて実施される会計実務研修に参加し、職員のスキルアップを図った。</p>
<p>【復興庁】</p> <p>○ 内閣府主催の会計実務研修に復興庁本庁及び地方機関の会計担当者を参加させ、職員のスキルアップに努めた。</p>
<p>【総務省】</p> <p>○ 情報システムの調達のうち予定価格80万SDR以上と見込まれる調達案件については、会計課合議文書にCIO補佐官の評価内容等を添付することを徹底した。</p> <p>○ 平成29年度予算要求において、複数年度に渡る契約が可能な案件については、国庫債務負担行為の活用を検討を行い、27件の予算措置を行った。</p>
<p>【外務省】</p> <p>○ 平成29年度上半期において、事務機器借入等21件について国庫債務負担行為を活用した。</p>
<p>【財務省】</p> <p>○ 新たに1部局においてクレジットカード決済を導入し、全35部局のうち15部局の導入となった。また、全導入部局においてクレジットカードの複数年利用を図ったことにより、事務量を縮減することができた。</p>

【文部科学省】

- 年度開始前に、文部科学省の政策目標ごとの主要な事業（34 事業）に含まれる委託事業に関して、外部有識者で構成される審査委員会において、契約の必要性、効率性等の観点から事前審査を実施した。また、審査内容について、契約監視委員会に報告し、情報共有を図った。

【経済産業省】

- 一定規模（80 万 S D R）以上の情報システム関係の調達について、C I O 補佐官から仕様等に関する助言を得て手続を進めるなど、民間のノウハウ・知見を反映させている。
- 平成 29 年度上半期でペーパーレスの審議会を 143 回開催し、審議会用資料を省内の無線 L A N 経由で配布可能とした。さらに、職員へのコスト意識醸成のため、コピー・プリントの一枚当たりの単価をコピー機・複合機に明示（全部局）した結果、コピー用紙使用量を 23 年度比で約 55.8%削減した。

【環境省】

- 予定価格の設定に際して、市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報を可能な限り収集し、また、情報システムの調達においては、C I O 補佐官からの助言を活用した。

【防衛省】

- 企業からコスト低減に向けた意欲を引き出すため、企業が契約締結時に念頭に置いていなかった技術等によるコスト削減策を提案し、当該提案が防衛省に採用された場合に、コスト削減効果の一部をインセンティブ料としてコスト削減後の契約価格に加算するインセンティブ制度を実施しているところ、引き続きその活用の促進に努めた。

平成 29 年度上半期調達改善の取組に関するヒアリング等における

歳出改革ワーキンググループ委員の具体的な指摘

1. 調達改善の取組状況について

・具体的な成果の記述が増加している。また、定量的に表現しようと努力していることも認められ、評価できる。今後は、定性的変化が分かるような記述・点検も重要。

・民間では目標達成予定時期を設定しない計画を立てることはない。国においても、いつまでに何をするのか明示する計画を立てるよう努めるべき。

・事前審査・事後審査の強化については、形式を整えること自体ではなく、審査の体制をいかにして機能させ、実質的な調達改善につなげていくかが重要である。

・個別案件の審査管理の強化として、各府省庁の契約監視委員会等の意見による成果を同委員会等でフォローアップすることは、同委員会等の委員にとっても有意義なことである。

・個別案件の課題解決に際して得られたノウハウは、府省庁内（地方含む。）で速やかに活用されることが必要である。

2. 今後の方向性について

・契約監視委員会等の審査の対象となっている個別案件に関して、調達改善計画においても目標として取り上げることは有効である。

・公共工事は、国の調達額に占める割合の重要性から、調達改善計画に積極的に取り上げられるべきである。

・地方支分部局等において、共同調達（特に電力調達）や調達改善に関するノウハウの共有が促進されることは引き続き推進すべき。

・一者応札の改善に向けて、社会の変化等を踏まえ、従来の取組を変える必要があるものもでてきている。特に、市場の状況や事業者の意見を調査することの重要性が高まっている。

・入札参加者を増やす視点で見ると、例えば、特に中小企業から、国の発注情報が分かりにくいとよく聞く。総務省GEP Sや各府省庁HPで公開しているはずであるが、受注者側から見て必要な情報が得やすいものかどうか、改善の余地があろう。

・現在、競争参加資格は、事業者の規模（売上高）や設立年数等を重視したものとなっているが、ベンチャーや小規模事業者が参入し活躍できる業務もあることから、競争促進のために、今後、例えば、履行実績を競争参加資格において重視するなどの検討も必要ではないか。

・入札経験のない事業者へのヒアリングで「仕様書が、既存受注者に合わせた内容になっている」「役所の人で作った仕様書の内容では民間事業者としてはうまくいかない、人を用意できない」「仕様書の理解に時間がかかりすぎる」という意見が出てくる。入札参加の間口を広げるために、仕様書の見直しが重要である。

・海外事例にみられるように、例えば、役所が仕様書を書くという発想から脱却し、性能発注、つまり、基本的な事項だけを仕様書に定め、業者のノウハウを生かしつつ、契約価格を徐々につめていくというやり方に移行していくことが考えられる。発注者側だけでなく受注者にもメリットが感じられるような調達が行われれば調達の持続性も高まる。

・今後、一者応札案件の特性把握が進めば、調達の特성에応じた契約方式の検討がなされる段階となろう。特に、情報システム調達は、その特性を踏まえた契約方式について、別途検討がなされてもよい分野といえよう。

・一者応札の落札者が、その事業を実施するために設立されたような事業者である場合には、価格競争をしても他の事業者が太刀打ちできず、一者応札の改善に向けた方策の検討は、一筋縄ではいかない。一者応札を繰り返す案件は、落札者について把握することが検討されてもよい。